

第4部 實現方策編



第1章 計画の実現方策

第1章 計画の実現方策

まちづくりの基本理念や目標の実現に向けては、全体構想の分野別まちづくり方針及び地域別構想の重点方針等に基づく取り組みを着実に進め、計画の実行性（実効性）を確保するための仕組み（実現方策）が必要です。

前計画においても、計画の実現に向けた基本的な考え方として「市民や企業等との協働によるまちづくり」「まちづくりの推進体制の充実・強化」「都市計画マスタープランの効果的な運用」を掲げ、計画に定めた方針に沿って、具体的な整備等を進めてきましたが、一方で次のような課題も見られます。

【計画の実現にあたっての主な課題】

① 計画の進捗状況の把握・共有

現行計画に掲げた各方針については、一定の進捗はあるものの、全体の進行管理ができておらず、庁内や関係機関にも共有されていない。

② 計画の推進体制の構築

計画を効果的に推進していくためには、庁内の関係部署や、国・県等の関係機関との連携が重要であるが、そのための仕組みが整っていない。

③ 計画の認知度向上

都市計画マスタープランは、行政だけでなく、市民や事業者等とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針であるが、その内容を認識している関係者が少ない。

④ 市民主体のまちづくり活動の拡大

地域によっては市民主体のまちづくり活動が活発化しているが、こうした活動が活発でない地域も見られるなど、地域間で格差がある。

これらの課題を踏まえ、本計画では次の3つの実現方策を定めることで、全体構想及び地域別構想に掲げた取り組みを推進し、計画の実行性（実効性）を高めていきます。

- (1) 都市計画マスタープランの進行管理を図る
- (2) まちづくりへの関心を高める
- (3) 都市計画分野の制度を有効活用する

(1) 都市計画マスタープランの進行管理を図る

本計画では、まちづくりの基本理念や目標の実現に向け、全体構想や地域別構想の各方針に基づく具体的な取り組み（事業）や実施主体、実施期間などを、実行プログラム（仮称）として整理し、定期的に進捗状況を確認していくことで、計画の進行管理を図ることとします。

実行プログラム（仮称）に基づいて、定期的に計画の評価、進行管理を図ることにより、次のような効果が期待できます。なお、計画の進捗状況については、概ね5年ごとに実施する立地適正化計画の評価の時期に合わせて、都市計画審議会に報告を行います。

【実行プログラム（仮称）に基づく進行管理により期待できる効果】

① 計画の進捗状況を把握・共有することができる

- 実行プログラム（仮称）に基づき、計画に定めた各分野の取組状況等を確認することにより、庁内の関係部署間で計画の進捗状況を把握・共有することができる。
- 実行プログラム（仮称）において重点項目の進捗を管理することにより、立地適正化計画に基づく取り組みを後押しすることができる。

② 各分野の連携した取り組みが期待できる

- 実行プログラム（仮称）に基づく進行管理により、計画策定時だけでなく、策定後も引き続き各分野（農業、商業、観光、交通、福祉など）と連携したまちづくりを検討することができる。

③ 計画の見直し時だけでなく、短期間でPDCAサイクルが機能する

- 実行プログラム（仮称）に基づく進行管理により、概ね10年ごとの計画の見直し時だけでなく、短期的な見直し（継続的改善）が可能になる。

(2) まちづくりへの関心を高める

都市計画マスタープランは、市民や事業者とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針となるものです。そのために、まずはまちづくりへの関心を高め、市民や事業者がまちづくりを考えるきっかけをつくり、主体的な活動へと展開していきます。

①まちづくりにおける各主体の役割の共有

多様化・高度化するまちづくりの課題に対応し、全体構想や地域別構想に定めた各方針に沿って、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくためには、市民（NPO法人などの団体を含む）、企業等（都市再生推進法人を含む）、行政の各主体が、それぞれの役割のもと、相互に協力・連携していくことが必要です。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する取り組みの提案や意見表明 ・地域活動、ボランティア活動への参加 ・地域主体のまちづくり活動の展開 <p style="text-align: right;">など</p>
企業等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技術を活かしたまちづくりの取り組み ・企業活動を通じたまちづくりへの参画 ・環境に配慮した取り組みの推進 <p style="text-align: right;">など</p>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する積極的な情報提供 ・まちづくり活動への支援 ・行政内の横断的な支援体制の構築 ・県や国などの関係機関との調整 ・長期的な行財政運営の視点に立った計画的なまちづくりの推進 <p style="text-align: right;">など</p>

とりわけ、多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造の実現に向けては、JRやバスなどの交通事業者との連携が重要となるほか、都市計画事業等の実施に関しては、国・県との協議・調整により、円滑に事業を進めていくことが必要です。

また、唐津市が協定を結んでいる佐賀大学、九州大学、早稲田大学などの教育・研究機関と協力・連携することで、より効果的な事業展開が期待できます。

このため、多様な主体を巻き込みながら、まちづくりの課題に応じて、柔軟に協力・連携できる体制を整えていきます。

②計画の周知と、まちづくりを考える機会づくり

全体構想や地域別構想に定めた各方針を実現していくためには、まず、まちづくりの主体となる市民・企業等・行政が、都市計画マスタープランの内容を把握し、共通認識のもと、連携しながらまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、行政は、市報やホームページをはじめとする各種媒体を活用しながら、都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、まちづくり団体や民間事業者等と一緒にまちづくりを考える機会（意見交換会、勉強会など）をつくり、それぞれが理解を深めていくことで、計画に定めた各方針のもと、将来都市構造の実現に向けた取り組みを進めていきます。

また、中高生を対象に、総合的な学習の時間を活用するなどして、まちづくりについ

て考える機会をつくるほか、まちづくりの取り組みや成果についても、広く市民に周知していくことで、市全体でまちづくりの機運を高めていきます。

③市民や地域によるまちづくり活動への支援・連携

本市では、NPO法人などの既存の団体が、各分野、各地域で活動を広げており、これら団体のまちづくり分野へのさらなる参画が期待されています。このため、自発的にまちづくり活動に取り組む団体に対しては、まちづくりに関する「必要な情報の提供」「話し合いの場の提供」「まちづくり専門家の派遣」などの支援策を検討することにより、活動の促進を図ります。

また、各地域においては、概ね小学校区を単位として、地域の各種団体の代表者等で構成する「地域まちづくり会議」が組織され、地域の魅力あるまちづくりに向けて取り組まれているため、都市計画分野とも協力・連携しながら、よりよいまちづくりを展開していきます。

(3) 都市計画分野の制度を有効活用する

計画の実行性（実効性）を高めるためには、市民や企業等が主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。市民や企業等によるまちづくり活動を推進するための手法として、次のような制度の活用を図ります。

① 各種制度等の活用

● 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPO法人等が、一定の条件を満たした上で、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。唐津市ではこれまで制度の活用実績はありませんが、用途地域や地区計画をはじめ、あらゆる都市計画の決定・変更について提案することができるため、地域主体のまちづくりを推進する有効な手法の一つとして、市民への周知を図るなど、制度の活用を支援していきます。

● 地区計画

地区計画は、用途地域などの既存の都市計画を前提に、住民の合意に基づき、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものであり、住民参加のまちづくりを進める有効な手法の一つです。唐津市では「東唐津駅南地区」で地区計画が決定されており、快適な住環境を形成するための地区独自のルールとして、建物の高さや建て方などを定めています。

快適な住環境の形成や、防災機能の強化、良好な景観の形成など、地域が目指すまちづくりの実現に向けて、都市計画提案制度とともに活用を支援していきます。

● 建築協定、景観協定、緑化協定など

地域が主体となって定めることができるまちづくりのルールとして、都市計画法に基づく地区計画のほか、建築基準法による建築協定、景観法による景観協定、都市緑地法による緑化協定などがあります。これらの制度の特長を踏まえ、必要な情報を提供するなどして、地域の特性に応じた、地域主体のまちづくりを支援していきます。

② 新たな手法の活用

● エリアマネジメント

エリアマネジメントは「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」と定義されています。

エリアマネジメントのポイントは、一定のエリア（地区）を対象とし、多くの住民・事業主・地権者等が主体的に関わり合いながら、「つくる」だけでなく「育てる」ことまで考えた取り組み（エリアマネジメント活動）を展開していくことです。

地域住民等が主体となって、様々なエリアマネジメント活動を展開していくことにより、快適な地域環境の形成や、その持続性の確保、地域活力の向上などが期待

できるため、中心市街地をはじめ、各地域でエリアマネジメントの取り組みが広がるよう支援していきます。

●官民連携（PPP/PFI）手法

人口減少・少子高齢化が進むなか、公共施設の運営や維持管理にあたっては、行政だけでなく民間の資金やノウハウを有効に活用し、財政負担の軽減や質の高い行政サービスの提供が求められています。本市でも公共施設の維持管理や施設運営等において、PPP/PFIなどの手法により民間活力を導入することで、効率的な事業展開が期待できるため、これらの活用を促進していきます。

●新技術を活用したまちづくり

これからのまちづくりにおいては、高度情報化社会の到来を見据え、ICT・IoT、AIなど、新たな技術を活用し、サービスと利便性の向上を図っていくことが重要です。特に公共交通や防災などの分野においては、これら新たな技術を活用することで、従来のサービスから大きな変革をもたらすことが期待できるため、積極的に活用を進めていきます。

●都市再生推進法人

都市再生推進法人は、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。唐津市ではこれまで指定された事例はありませんが、まちづくりの新たな担い手として、行政の補完的機能を担いうる団体であり、まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備、管理運営などに取り組んでいくにあたり、国等から各種支援を受けることができるため、唐津市でも都市再生推進法人の設立を支援していきます。